

羽保高第283号

令和2年4月17日

居宅介護支援事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部介護予防支援室
高年介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて〔その2〕(通知)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、介護保険施設及び病院等における入所者等への面会を禁止等の措置を受け、令和2年4月14日付羽保高第203号にて要介護（要支援）更新申請の有効期間を12ヶ月延長する旨通知を行ったところです。この度、厚生労働省より在宅生活の被保険者においても面会が困難な場合、従来の期間に新たに市町村が定める期間を合算できる通知を受け、同様の扱いをさせていただきます。

つきましては、この取扱いを希望される方は本市へ「要介護等認定調査実施困難届出書」の提出が必要となりますので、被保険者への周知のご協力並びにご理解の程宜しくお願い致します。

なお、現在更新申請中の方に関しましても、上記内容と同様の取り扱いとなり改めてのご提出が必要となりますのでご対応くださいますようお願い致します。

【問い合わせ】

羽曳野市保健福祉部介護予防支援室
高年介護課認定担当
電話番号 072-958-1111（内線 1380）